

「上越市における都市内分権及び住民自治に関する調査研究報告書」の概要

1 地域協議会のあり方

- (1) 委員選任において「準公選制」を採用したことと、委員報酬を「無報酬」としたことは、「上越市方式の生命線」であり、今後も維持していくべきである。
- (2) 「準公選制」を採用したことにより、地域協議会の決定は、行政組織内部に強い努力義務を課すという「ゆるやかな拘束力」を有している。
- (3) このような「準公選制」の趣旨を最重要視するのであれば、公募の段階で定員割れが起きた場合において、欠員のままとして、市長が「補充選任」しないことも選択肢としてあり得る。
- (4) 地域自治区においては、地域協議会が「意思決定」を担い、一方、地域を基盤とする課題に対しては町内会が、また、テーマ別の課題に対しては住民組織がそれぞれ「実行」を担う「二層制」の関係を構築していくべきである。

2 地域自治区の「準団体性」

- (1) 地域自治区が地域協議会と事務所という「固有の機関」を持つこと及び上越市においては地域協議会の決定が「ゆるやかな拘束力」を有していることから、上越市の地域自治区は「準団体」的な性格を有している。

3 総合事務所のあり方

- (1) 地域自治区の事務には、「市長の権限に属する事務から分掌された事務」のほか、地域が固有に持ち、地域が主体的に取り組む「地域的公共事務」があり、住民自治の充実の視点から、後者についても地域協議会及び総合事務所が関与していくことが望ましい。
- (2) 総合事務所長には、「分掌事務」では執行責任者としての、「地域的公共事務」ではタウンマネージャーとしての役割が求められる。
- (3) 総合事務所長にふさわしい人材を獲得するために、今後、「一般職の任期付職員」としての採用や「庁内公募」による採用等、広く人材を登用することも検討に値する。

4 今後の全市的な地域自治区の展開

- (1) 13区の「準団体性」との整合性を踏まえると、合併前の上越市の区域には、地域協議会のみを設置するのではなく、地域自治区を導入することが望ましい。
- (2) 導入にあたっては、地域自治区制度の趣旨を踏まえると、コミュニティに着目してどのように地域を作るか、という点を最も重視すべきである。
- (3) 区割りについては、コミュニティとしての統治制や地域のまとまり等を勘案すると、例えば、周辺部は昭和の大合併前の旧村単位、中央部は市街地の単位とする案が考えられる。